

社会福祉職
集団討論の課題

【令和7年1月24日実施】

子ども虐待による死亡事例等について、心中以外の虐待死で実母が妊娠期・周産期に抱えていた主な問題として、「妊婦健康診査未受診」、「予期しない妊娠／計画していない妊娠」などが挙げられ、妊娠期から支援を必要とする妊産婦への支援の強化が課題となっています。

国は、令和4年の改正児童福祉法において、家庭生活に困難を抱える特定妊婦や出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、一時的な住まいや食事の提供、その後の養育等に係る情報提供や、医療機関等の関係機関との連携等まで一貫的な支援を行うことを目的とした「妊産婦等生活援助事業」を創設し、都道府県等の事業として位置づけ、改正児童福祉法が施行された令和6年度より進めています。

他方、民間団体では、社会や家族と繋がりのない孤立した若年妊婦への居場所支援や、妊娠・出産等の悩みに関する24時間365日の専用相談窓口を設置するなど、妊産婦が必要とする援助実践が行われています。

上記を踏まえ、家庭生活に困難を抱える妊産婦への支援が必要な状況やその背景と、自治体としてそのような妊産婦に対してどのような支援が必要か、グループで話し合い、意見をまとめてください。